

平成 28 年 4 月 15 日

平成 28 年 熊本地域の地震にて被災された皆様へ

14日、15日にかけて熊本地域にて発生した地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

J Aでは、今回被災された皆様に対して下記のお取り扱いをさせていただきます。不明な点につきましては、お近くの J A窓口までお問い合わせください。

記

1. 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して原則 30 万円を上限とし払い戻しに応じます。
2. 事情によっては、定期貯金、定期積み金等の期限前払戻しに応じます。
3. 今回の被災による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上対応します。
4. 破損した紙幣や貨幣の引き換えに応じます。
5. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡素化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的な措置を講じます。
6. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。

以上

お問い合わせはこちら
J Aかみましき 金融部
電話 096-234-1157